

令和8年度版

# 農業制度資金のご案内



◎本パンフレット掲載の内容について、法令等の改正により変更されている場合がございます。最新の内容はお問い合わせください

- 低金利貸付 低金利でサポート
- 無利子貸付 新分野・新技術へのチャレンジや女性・若者農業者をサポート
- 信用保証制度 認定農業者は無担保無保証でサポート(農業近代化資金など/限度額あり)
- 経営改善支援 融資面から経営の問題点の解決を関係機関でサポート
- 集落営農支援 融資面から地域の集落営農組織の活動をサポート

## 大分県農林水産部



大分県農林水産  
ポータルサイト



団体指導・金融課



めじろん



# 1 経営改善関係資金

## (1) 民間金融機関資金

農業経営の近代化を図るために借りることができる、身近で使い道の広い資金です

### 農業近代化資金 ◎令和8年10月に制度拡充予定(最新の内容はお問い合わせください)

資金の種類	事業の内容	貸付対象者 (後述の「主な貸付対象者一覧」を参照)	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)	融資率
建構築物造成・農機具等取得資金 (1号資金)	施設や機械の購入(農産物の生産、流通または加工に必要な施設の改良、造成、復旧または取得に必要な資金) ●ただし、復旧に必要な資金は①認定農業者、⑧集落営農組織に限る ●造成は本体施設と同時一体的であること	①～⑨の担い手			15(3)年以内 農機具のみの場合7(2)年	
果樹等植栽育成資金 (2号資金)	果樹等、永年性植物の植栽・育成 果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑または花木の植栽・育成	①認定農業者 ⑧集落営農組織 ②～⑦⑨の担い手			15(7)年以内 ②認定新規就農者 17(7)年	
家畜購入育成資金 (3号資金)	家畜の購入・育成	①～⑨の担い手			7(2)年以内 ②認定新規就農者 10(5)年	
小土地改良資金 (4号資金)	小規模な土地の改良(事業費1,800万円を超えない規模の農地または牧野の改良、造成または復旧に要する資金) ●ただし、復旧に必要な資金は①認定農業者、⑧集落営農組織に限る	①～⑨の担い手			15(3)年以内 ①認定農業者 15(7)年 ②認定新規就農者 18(5)年	総事業費の80%以内
長期運転資金 (5号資金)	農地の賃借権(一括)、農業機械・施設のリース料(一括) ①認定農業者、⑧集落営農組織以外の貸付は農業機械に限る	①～⑨の担い手			15(3)年以内 ①認定農業者 ⑧集落営農組織 総事業費の100%以内	
	研修費、品種転換資金、農業関係調査費、情報処理機材取得費、法人化費用	①認定農業者 ⑧集落営農組織	2億円 *集落営農組織の特例(100%以内)は3,600万円まで		15(3)年	
	営業権・商標権取得	①認定農業者 ⑤農業サービス事業体 ⑧集落営農組織	⑥農業参入法人		①認定農業者 15(7)年 ②認定新規就農者 17(5)年	
	農業費等運転資金	①認定農業者 ③目標地図に位置付けられた者 ⑤農業サービス事業体 ⑥農業参入法人 ⑧集落営農組織	1.5億円 農協等			
農村環境整備資金 (6号資金)	診療施設、老人福祉施設、水道施設、託児施設、研修集会施設等の改良、造成、取得	農業協同組合等	15億円		20年以内	
大臣特認資金 (7号資金)	給排水施設、特定農家住宅、水田利用内水面養殖施設の改良、造成、取得	①～⑨の担い手			15(3)年以内 ①認定農業者 15(7)年 ②認定新規就農者 17(5)年	

## (2) 日本政策金融公庫資金

償還期間が長い、資金規模が大きい、農地取得を含んでいる場合等の特徴とする長期資金です

### 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 認定農業者向け

事業の内容	貸付対象者 <small>(後述の「主な貸付対象者一覧」を参照)</small>	貸付限度額	貸付利率	償還期限 <small>(うち据置期間)</small>
1) 農地等の改良、造成、取得 2) 農業用施設、農機具、運搬機具等の改良、取得 3) 農産物の加工処理流通販売施設等の改良、取得 4) 家畜・果樹の購入、育成費 5) 経営の改善を図るために必要な長期資金 6) 借地権、機械等の利用権、その他無形固定資産の取得等 7) 経営の改善を前提とした負債整理等 (制度資金(公庫資金を除く)は対象外)	① 認定農業者	個人 3億円(特認6億円) 法人 10億円(特認20(30)億円) 7)については、 個人 6,000万円(特認1.2億円) 法人 2億円(特認4(6)億円) 融資率100%	1.55～2.50% 目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者は貸付当初5年間金利負担軽減措置あり	25(10)年 以内

●国の予算に限りがあり、希望される場合でも金利負担軽減措置が適用できないことがありますので、ご注意願います

### 青年等就農資金

事業の内容	貸付対象者 <small>(後述の「主な貸付対象者一覧」を参照)</small>	貸付限度額	貸付利率	償還期限 <small>(うち据置期間)</small>
農業経営を開始する際の施設の設置、機械または家畜・果樹の購入、育成費等に必要な資金 ●農地等の取得は除く	② 認定新規就農者	3,700万円(特認1億円)	無利子	17(5)年 以内

### 経営体育成強化資金 経営改善

事業の内容	貸付対象者 <small>(後述の「主な貸付対象者一覧」を参照)</small>	貸付限度額	貸付利率	償還期限 <small>(うち据置期間)</small>
1) 農地等の改良、造成、取得 2) 農地、農機具に係る賃借料の一括払 3) 農業用施設、農機具、運搬機具等の改良、造成、取得 4) 家畜・果樹の購入、育成費	②～④の農業を営む者 ⑥ 農業参入法人 ⑦ 経営主以外の農業者 ⑧ 集落営農組織	個人 1.5億円 法人 5億円 農業参入法人 1.5億円 融資率 80% 認定新規就農者が農地等を取得する場合は1,000万円(融資率100%)	2.50%	25(3)年 以内

## (3) 大分県農山漁村女性・若者活動支援資金 (窓口：農協、漁協)

経営への参画や農林水産加工等の起業を目指す、女性や後継者の活動を支援する資金です

資金の種類	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 <small>(うち据置)</small>
女性活動資金	1) 作業の環境整備等を行うために必要な施設 2) 生産物を調理、加工、飲食営業する施設 3) 直売施設 4) 農機具、更衣室、休憩室等	農山漁村女性(農山漁村女性を構成員とする団体を含む)またはその活動を支援する農・林・漁業者及びその組織する団体	個人 200万円 団体 500万円		10(2)年 若者育成資金のうち、1)については17(5)年
若者育成資金	1) 農林漁業後継者が生産に関わるために必要な施設、機械等の取得、初次的運転経費 2) 農山漁村若者が居住する住宅の新築、増改築 3) 農山漁村若者の結婚準備のために必要な資金	農山漁村若者または実質的な後継者(18歳以上50歳未満) 1)については、就業後5年以内の者で、後継者として一定の要件を満たすと認められる者	個人 1) 1,800万円 2) 600万円 3) 150万円	無利子	
農山漁村ツーリズム推進資金	1) 農林漁業体験民泊や農山漁村体験施設を整備するために必要な資金 2) 研修、宣伝、イベント開催等の活動をするために必要な資金	知事が認めた者で、旅館業法施行規則第5条第4号に規定する施設により農林漁業体験民泊を営む者	個人・団体 1) 500万円 2) 200万円		

## 2 災害対応資金

災害等の被害を受けた農業者のための資金です

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)
家畜伝染病緊急支援資金 【農協等】	特定家畜伝染病(高・低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等)に対する防疫対策の影響により、安定的な収入の確保が困難となった畜産農家に対する無利子の短期運転資金	影響を受ける畜産農家	300万円	無利子	以内 数ヶ月 (その都度設定)
畜産特別資金 (家畜疾病経営維持資金) 【民間金融機関】	家畜伝染病等の発生により、影響を受けた畜産農家に対する無利子資金	影響を受ける畜産農家	〈クイック〉 処分した畜種・数量による 《経営継続・維持資金》 各畜種ごとに設定 《経営再開資金》 個人 2,000万円 法人 8,000万円	無利子	以内 〈クイック〉 2年 7 (3)年
特定災害対策緊急資金 【民間金融機関等】	被害農林漁業者に対する低利子の施設復旧資金や長期運転資金 ●知事が特定災害(台風等の天災被害、社会的または経済的環境の変化による経済的損失の発生時)として指定した場合に発動 ●対象制度資金(農業近代化資金 / 農林漁業セーフティネット資金 / 農林漁業施設資金)	被害農林漁業者	《施設資金》 各資金の限度額 《運転資金》 各資金ごとに設定 (農業近代化資金) 個人 600万円 法人 2,000万円	金利負担軽減は、対象制度資金に県と市町村で上乗せ利子補給(上限 2.0%) 利子補給期間は、償還期間の範囲内で最大5~7年。以降は各資金の貸付金利	以内 《施設資金》 7~15 (2~7)年 《運転資金》 7~15 (3)年
農林漁業セーフティネット資金 【日本政策金融公庫】	1) 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金 2) 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金 3) 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合に、農林漁業者の経営の安定に必要な資金	被害農林漁業者	①簿記記帳を行っている場合:年間経費の6/12または粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額 ②①以外の場合:600万円	1.55~ 2.45%	以内 15(3)年
農林漁業施設資金 (災害復旧) 【日本政策金融公庫】	被災した農舎、畜舎、農機具等の復旧 果樹の改植または補植費用	被害農林漁業者等	アとイのいずれか低い額 ア.負担額の80% イ.1施設あたり300万円(特認600万円)	1.55~ 2.50%	以内 15(3)~ 25(10)年

## 3 負債整理関係資金

既往債務の負担を軽減するための借換資金です

資金名	事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率	償還期限 (うち据置)
農業経営負担軽減支援資金 【民間金融機関】	営農に必要な資金(農業用施設、機械、肥料及び営農に必要な資材等の取得等)を借り受けたため発生した負債の借換えに必要な資金	農業を営む個人及び法人	営農負債の残高 ※貸付利率が年5%以下の制度資金も対象	2.50%	以内 一般 10(3)年 特認 15(3)年
経営体育成強化資金 【日本政策金融公庫】	営農負債の整理及び農業経営の再建上必要不可欠な経費(再建整備資金) 農業制度資金の円滑な支払いに必要な資金(償還円滑化資金)	農業を営む個人及び法人	個人 1,000万円 (特認1,750万円、 特定2,500万円) 法人 4,000万円 5年ないし10年以内に償還する制度資金の元利金の合計額	2.50%	以内 25(3)年
畜産特別資金 (畜産リノベ資金) 【民間金融機関】	家畜負債の借換えに必要な資金	畜産を営む個人及び法人	毎年の約定償還金の借換えを行うために要する額	1.90%または 2.00% 特認・残高 1.00%	《大家畜》以内 一般15(3)年 特認・残高25(5)年 《養豚》 一般7(3)年 特認・残高15(5)年
畜産特別資金 (酪農・肉用牛担い手緊急支援資金) 【民間金融機関】	家畜負債の借換えに必要な資金 (令和8年度 緊急対策)	酪農または肉用牛経営を行っている個人及び法人	3年分の返済金額	1.90% または 2.00%	以内 25(5)年

## その他の資金（特定の用途に特化した資金で、日本政策金融公庫資金を含みます）

その他にも短期運転資金や加工、販売を支援する資金等さまざまな制度資金があります

資金名	事業の内容	貸付対象者 <small>(後述の「主な貸付対象者一覧」を参照)</small>	貸付限度額	貸付利率	償還期限 <small>(うち据置)</small>
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金) <small>【民間金融機関】※</small>	経営改善計画の達成に必要な運転資金	①認定農業者	個人 500万円 法人 2,000万円 (畜産、施設園芸は4倍)	1.90%	以内 1年
中山間地域活性化資金 (中山間地域に限る) 【日本政策金融公庫】	1) 農林水産物の加工、販売事業のための施設 2) 農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設 3) 生産環境施設	中山間地域で事業を行う農林漁業者 中山間地域で農林水産物を取扱う会社等	融資率 80%	1.95～2.70%	以内 1) 2) 15(3)年 3) 25(8)年
農業改良資金 【日本政策金融公庫】	新たな取組を行うために必要な、施設の改良、造成または取得等	六次産業化法、みどりの食料システム法による認定を受けた農業者等	個人 5,000万円 法人 1.5億円	無利子	以内 12年 (3～5年)

※スーパーS資金の借入希望については前年11月までに金融機関に相談してください

### 主な貸付対象者一覧

- ①**認定農業者**：農業経営改善計画を作成して市町村の認定を受けた者で、簿記記帳を行っている者
- ②**認定新規就農者**：青年等就農計画を作成して市町村の認定を受けた者
- ③**目標地図に位置付けられた者**：市町村の証明を受けた者
- ④**主業農業者**：次のすべてを満たす農業者  
(ア) 農業所得が総所得の過半または農業粗収益が200万円以上(法人1,000万円)  
(イ) 青壮年の常時従事者がいる  
(ウ) 60歳以上の個人農業者にあっては後継者が従事している  
(エ) 簿記記帳を行っている
- ⑤**農業サービス事業者**：農業の生産工程の一部または全部を請け負う事業を行う者であって、④の(ア)(イ)(エ)に掲げる要件を満たす者
- ⑥**農業参入法人**：原則として5年以内に認定農業者となる計画を有する農業を営む法人(経営開始後、決算を2期終えていないもの)
- ⑦**経営主以外の農業者**：①～④の経営(家族農業経営に限る)の経営主以外の農業者で、家族経営協定を締結し、次のことが明確になっている者  
(ア) 経営のうち一部の部門について主宰権がある  
(イ) その部門の経営の危険負担及び収益の処分権がある
- ⑧**集落営農組織**：農業者が主たる構成員となっている任意団体であって次のすべてを満たすもの  
(ア) 基準に従った規約を有する  
(イ) 一元的な経理を実施している  
(ウ) 原則5年以内に法人化計画を有する  
(エ) 農用地の利用集積の目標を設定している(水田作、畑作にかかる農業経営のみ)  
(オ) 主な従事者が市町村基本構想の目標農業所得額と同等以上の設定をしている
- ⑨**任意団体**：①～⑦が過半を占める農業を営む任意団体で、⑧の(ア)を満たしている

## 信用保証制度がご活用いただけます

農業信用基金協会の会員になっている農業者等(※1)が融資機関から農業制度資金(※2)を借り入れる場合、所定の保証料(※3)をお支払いいただくことにより、一定の保証残高までは、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人なしで、基金協会がその債務を保証する公的制度があります  
詳細は大分県農業信用基金協会または融資機関等窓口でご相談ください

- ※1 基金協会の会員である農業協同組合の組合員を含みます
- ※2 日本政策金融公庫の資金については、農協等からの借入れ(転貸)に限ります
- ※3 0.2%～1.2% 資金や保証条件によって異なります

◎最新の利率、内容等を大分県ホームページ「農業制度資金のご案内」にてご覧いただけます



## 制度資金借入にあたって次の点にご注意ください

### ①制度資金の併せ貸しはできません

同一の施設等について、2つ以上の制度資金を併せて利用することはできません。2つ以上の資金を併用する場合は、対象となる事業をきちんと区分する必要があります

### ②償還期間

償還期間(据置期間)は、実際の貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力等を考慮して、個別に設定されます

### ③事前着工はできません

貸付決定または利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません

### ④法手続が別に必要になります

法令の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請してください(例：建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等)

### ⑤目的外使用はできません

貸付金は、計画した機械、施設等の支払い以外の用途に使用することはできません

### ⑥計画変更

当初の計画(事業費、事業内容等)を変更する場合は、所定の手続きをとってください。ただし、融資額の増額は認められません

### ⑦経理状況

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別段預貯金口座等を開設してください。また、支払いは、口座振替で行い、必ず領収書を受け取って償還終了まで保管しておいてください

### ⑧事業完了

事業完了後において、実績事業費の減少により貸付額が貸付限度額を上回ることになった場合は、繰上償還等所定の手続きをしてください

### ⑨経営状況報告

資金を借り入れた場合、5年間は、毎年の経営状況を融資機関に提出してください

## 農業制度資金における融資の申請にあたって

農業制度資金の融資の申請にあたっては、以下の点にご留意ください

### (1)融資審査

融資機関による審査に加え、融資額や事業計画内容により市町村や県等による審査があります

### (2)融資審査に要する時間及び審査結果

- ①制度資金はその性質上、融資までに時間がかかりますので、申請にあたっては余裕を持ってお申し込みください
- ②審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もあります

### (3)融資審査における主な視点

- ①融資申請の内容が、制度の趣旨や要件に合致しているか
- ②経営改善資金計画(以下「計画」という)が適切であり、実行可能な内容であるか

③計画を実行した結果、資金の返済は可能か

④計画に示された方向性で、経営の改善が可能か(特に負債整理資金関係)

⑤物的担保または農業信用基金協会保証等による債権保全措置が可能か

⑥過去の借入金等、既存債務の状況はどうか

以上の視点によるものの他、金融機関ごとに独自の審査項目もありますので、詳しくは最寄りの金融機関(JA、日本政策金融公庫、銀行、信用組合等)または県振興局、市町村までお問い合わせください

## 資金に関するお問い合わせ先(電話番号)

大分県東部振興局	農山漁村振興部企画・農政班	0978-72-0409
大分県中部振興局	農山漁村振興部企画・農政班	097-506-5732
大分県南部振興局	農山漁村振興部企画・農政・就農班	0972-24-8645
大分県豊肥振興局	農山村振興部企画・農政班	0974-63-1172
大分県西部振興局	農山村振興部企画・農政班	0973-22-2585
大分県北部振興局	農山漁村振興部企画・農政班	0978-32-1621
大分県団体指導・金融課		097-506-3613
(株)日本政策金融公庫	大分支店農林水産事業	097-532-8491
大分県信用農業協同組合連合会		097-547-8654
大分県農業信用基金協会		097-574-6057

このほかに、最寄りの市町村や次の取扱い金融機関にてご相談いただけます

### 〔取扱金融機関〕

- ・各農協 ・大分銀行 ・豊和銀行 ・伊予銀行 ・大分信用金庫 ・大分みらい信用金庫
- ・大分県信用組合